第二のセーフティネット　支援策の概要　※詳細は支援策ごとの窓口にお問い合わせください

（1）職業訓練受講給付金（給付＋貸付による支援）

相談窓口	ハローワーク
内容	ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する場合で、一定の要件を満たす場合に支給される給付金 【職業訓練受講手当】月額10万円 【通所手当】通所方法により支給額が異なります（上限あり）
関連制度	●求職者支援資金融資（貸付） 職業訓練受講手当を受給しても、訓練期間中の生活費が不足する場合に、資金を融資する制度。貸付額は、単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数、利率は2%（うち信用保証料0.5%）、担保・保証人は不要。詳細はハローワクにて確認。

（2）住居確保給付金（給付による支援）

相談窓口	自立相談支援機関
内容	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、区市町村ごとに定める額（※1）を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給。 （支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われる。）
対象者	● 主たる生計維持者が①離職・廃業後2年以内である場合、もしくは、②個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合 ● 直近の月の世帯収入合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12（以下「基準額」という。）と、家賃（但し、上限あり）の合計額を超えていないこと ● 現在の世帯の預貯金合計額が、各市町村で定める額（基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額）を超えていないこと ● 求職活動要件としてハローワーク等に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（※2）具体的には「ハローワークへの求職申込、職業相談（月2回以上）」「企業等への応募（週1回以上）」 ※2ただし、自営業者の方については、ハローワーク等への求職の申込に代えて、事業再生のための活動ができる場合もあります。
支給額	支給額はお住まいの市区町村や世帯の人数によって異なる。
支給期間	区市町村ごとに定める額（※1）を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給。

※1　区市町村ごとに定める額：生活保護制度の住宅扶助額

（3）総合支援資金（貸付による支援）

相談窓口	社会福祉協議会		
内容	**生活支援費** 生活再建に向け就職活動を行う間の生活費	**一時生活再建費** 低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の費用、等	**住宅入居費** 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費
貸付限度額	単身世帯：月額15万円以内の必要額 複数世帯：月額20万円以内の必要額 【貸付期間】原則6か月以内 （初回申請は3か月以内とし、状況により延長可）	60万円以内の必要額 ※生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象	40万円以内の必要額 ※住居確保給付金の申請者のみ対象

（4）臨時特例つなぎ資金（貸付による支援）

相談窓口	社会福祉協議会（**公的給付等を申請する際に各窓口にも相談してください。**）
対象者	住居喪失の離職者
貸付要件	● 公的給付制度が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮していること ● 本人名義の金融機関の口座を有していること　他
貸付内容	10万円、無利子、連帯保証人不要
注意事項	● 住居の確保、公的給付制度に繋がるまでの生活、公的給付受給後の生活の見通しが立たない場合は対象外

各制度の詳細については、支援策ごとの窓口でお問い合わせください。
それぞれの支援策には対象者の要件があり、要件に該当しない場合は支援策を利用することはできません。

2025.4